

建設工事等に係る入札参加停止措置要領の 改定について

1. 主な変更点

| 改正箇所 | 改正の内容 | 改正の理由 |
|---|---|--|
| ①粗雑工事等 【別表第1第1号】 | 故意に又は調査基準価格未満で契約し粗雑工事等を行った場合について、措置期間12月とする規定を新設（現行：過失による粗雑工事等6月） | ・低入札調査基準価格を下回る受注における履行確保措置の徹底 |
| ②不正行為に基づく措置基準 （秘密情報の聞き出しに対する措置） 【別表第2第7号（7）】 | 特定の事業者への便宜、利益もしくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある行為についても新たに措置対象（措置期間6月）とする。 | ・秘密情報の聞き出し以外の行為への対策を強化 |
| ③不正行為に基づく措置基準 （建設工事以外の事故に対する措置） 参考：別表第2第7号（4） | 物品役務及び自社業務等における事故について、規定（措置期間1月）を新設する。 | ・物品役務及び自社業務等における事故に対する措置（2～3月）が、工事関係者事故に対する措置（1月）よりも重くなっていることから、双方の措置期間について均衡を図るもの |
| ④不正行為に基づく措置基準 （業務外の役員等の不正行為） 【別表第2第10号】 | 現行の措置要件について、量刑の軽重に応じて3段階にパターン分けを行う。 i 法定刑に死刑または無期懲役が含まれる犯罪（6月） ii 有期の懲役刑で上限が規定されていない犯罪（4月） iii 禁固以上の刑にあたる犯罪もしくは刑法の規定による罰金刑（2月） | ・役員等の業務外の不正行為に対する措置（6月）が、業務上の不正行為に対する措置（2～3月）よりも重くなっており、双方の措置期間の均衡を図る必要があるため。 （該当事例） i 殺人、強盗致傷、強制わいせつ致死 ii 危険運転致死、傷害致死、非現住建造物等放火 iii 業務外での飲酒運転、公職選挙法（買収） |

2. 適用日：令和6年6月1日